

番号	競争参加資格停止理由	有資格業者名	措置期間	概要
1	独占禁止法違反 (第2条第1項 別表第2第4号) 及び期間の特例 (第4条第3項)	①富士通 株式会社 ②日本電気 株式会社	平成28年 9月 6日から 平成28年12月 5日まで (3か月)	左記業者は、東京電力が行った特定の電力保安通信用機器の調達において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、平成28年7月12日に公正取引委員会から違反事業者として認定された。 ※2社とも課徴金減免制度適用
2	不正又は不誠実な行為 (第2条第1項 別表第2第9号)	東部産業 株式会社	平成28年 9月21日から 平成28年10月20日まで (1か月)	左記業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に違反したとして、平成28年7月28日に千葉県から産業廃棄物収集運搬及び産業廃棄物処分業等の許可取消しの行政処分を受けた。
3	不正又は不誠実な行為 (第2条第1項 別表第2第9号)	佐川急便 株式会社	平成28年10月24日から 平成29年 1月23日まで (3か月)	左記業者は、平成28年9月15日に開札した市川市発注の「市川市東山魁夷記念館平成28年度特別展美術品等搬出入及び展示等業務委託」において、落札したにもかかわらず、仕様書記載の要件による履行が不可能であるとして、平成28年9月24日に契約辞退を申し出た。
4	独占禁止法違反 (第2条第1項 別表第2第4号) 及び期間の特例 (第4条第3項)	① 奥村組土木興業 株式会社 ② 大有建設 株式会社 ③ 株式会社 竹中道路 ④ 福田道路 株式会社 ⑤ 鹿島道路 株式会社 ⑥ 世紀東急工業 株式会社	①～④平成28年10月24日 から 平成29年 4月23日 まで (6か月) ⑤⑥ 平成28年10月24日 から 平成29年 1月23日 まで (3か月)	左記業者は、平成23年7月中旬頃から、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の受注にかかる入札談合事件について、公正取引委員会から、違反業者と認定され、排除措置命令を受けた。 ※⑤⑥は課徴金減免制度適用
5	不正又は不誠実な行為 (第2条第1項 別表第2第9号)	株式会社 ナカボーテック	平成28年10月24日から 平成28年11月23日まで (1か月)	左記業者は、年間代理人である支店長が変更になっているにも関わらず、水道局柏井浄水場が行った「柏井浄水場外8か所電気防蝕装置点検業務委託」外2件の入札において、一般競争入札参加資格確認申請書等に旧支店長名を記載していた事実が判明した。

番号	競争参加資格停止理由	有資格業者名	措置期間	概要
6	不正又は不誠実な行為 (第2条第1項 別表第2第9号)	千葉ニチレキ 株式会社	平成28年11月24日から 平成28年12月23日まで (1か月)	左記業者は、代表者を変更したにもかかわらず、千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿に関する変更の届出を行わないまま、千葉県水道局が発注した「管路試掘調査委託」において、旧代表者名で契約した。
7	不正又は不誠実な行為 (第2条第1項 別表第2第9号)	株式会社 エフワンエヌ	平成28年11月24日から 平成28年12月23日まで (1か月)	左記業者は、平成26年2月24日、民間企業の本社ビルの屋上防水工事の現場において、作業員1名が死亡、1名が負傷した事故について、労働安全衛生法違反により罰金刑、同社の現場責任者は労働安全衛生法違反及び業務上過失致死傷により罰金刑の略式命令を受け、それぞれ刑が確定した。
8	独占禁止法違反 (第2条第1項 別表第2第4号) 期間の特例 (第4条第3項) ③④⑤⑥のみ該当 独占禁止法違反の 期間の特例 (第5条第2号) ③のみ該当	① 前田道路 株式会社 ② 東亜道路工業 株式会社 ③ 日本道路 株式会社 ④ 鹿島道路 株式会社 ⑤ 大林道路 株式会社 ⑥ 世紀東急工業 株式会社	①～③平成28年11月24日 から 平成29年 5月23日 まで (6か月) ④～⑥平成28年11月24日 から 平成29年 2月23日 まで (3か月)	左記業者は、東日本高速道路株式会社関東支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の談合事件において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、平成28年9月21日、公正取引委員会から、違反業者と認定され、排除措置命令を受けた。
9	不正又は不誠実な行為 (第2条第1項 別表第2第9号)	株式会社 北総プランニングサービス	平成28年12月26日から 平成29年 3月25日まで (3か月)	左記業者は、平成28年11月30日に開札した市川市発注の「(長期継続契約) 市川市立下貝塚中学校給食調理等業務委託」において、落札したにもかかわらず、会社都合により、平成28年12月1日に契約辞退を申し出た。
10	不正又は不誠実な行為 (第2条第1項 別表第2第9号)	日通商事 株式会社	平成28年12月26日から 平成29年 1月25日まで (1か月)	左記業者は、平成28年8月1日に年間代理人である所長が変更になっているにも関わらず、警察本部会計課が行った「画像鮮明化装置の賃貸借」外1件の入札において、旧支店長名を記載して入札・契約等を行っていた事実が判明した。

番号	競争参加資格停止理由	有資格業者名	措置期間	概要
11	不正又は不誠実な行為 (第2条第1項 別表第2第9号)	東亜建設工業 株式会社	平成28年12月26日から 平成29年1月25日まで (1か月)	左記業者は、国土交通省関東地方整備局発注の東京国際空港等の地盤改良工事において、粗雑工事を行ったことにより工事目的物に重大な瑕疵を生じさせたこと等により、平成28年11月17日に国土交通省関東地方整備局長から建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分を受けた
12	贈賄 (第2条第1項 別表第2第2号)	①飛島建設 株式会社 ②東亜建設工業 株式会社	平成28年12月26日から 平成29年2月25日まで (2か月)	左記業者の社員は、大阪大学との共同研究において、平成28年11月15日に大阪府警等に贈賄容疑で逮捕された。
13	贈賄 (第2条第1項 別表第2第2号) 競売入札妨害又は談合 (第2条第1項 別表第2第6号)	開成工業 株式会社	平成29年2月6日から 平成29年8月5日まで (6か月)	左記業者の元東北営業所長は、農林水産省東北農政局が発注した水門復旧工事において、入札情報を得る見返りに、同局職員を接待したとして、平成28年11月28日に山形県警に贈賄容疑で逮捕されたが、新たに公契約関係競売入札妨害罪で山形地検に起訴されたため、措置期間を3か月から6か月に変更するもの。
14	不正又は不誠実な行為 (第2条第1項 別表第2第9号)	株式会社 日立オートサービス	平成29年2月6日から 平成29年3月5日まで (1か月)	左記業者は、オートバイ3台について、必要な点検・整備及び検査を全て実施せず自動車検査証の更新手続きを行っていたとして、平成28年12月1日に国土交通省関東運輸局から道路運送車両法違反に係る指定自動車整備事業の指定の取消し等の行政処分を受けた。

番号	競争参加資格停止理由	有資格業者名	措置期間	概要
15	独占禁止法違反 (第2条第1項 別表第2第4号) 期間の特例 (第4条第3項) ②③④⑤のみ該当 独占禁止法違反の 期間の特例 (第5条第3号) ②のみ該当	① 株式会社 富士通ゼネラル ② 日本電気 株式会社 ③ 沖電気工業 株式会社 ④ 日本無設 株式会社 ⑤ 株式会社 日立国際電気	①② 平成29年 3月13日 から 平成29年 9月12日 まで (6か月) ③～⑤平成29年 3月13日 から 平成29年 6月12日 まで (3か月)	左記業者は、全国の市町村等が発注する消防救急デジタル無線機器にかかる談合事件において、独占禁止法第3条に違反したとして、公正取引委員会から違反業者と認定され、排除措置命令等を受けた。
16	独占禁止法違反 (第2条第1項 別表第2第4号) 期間の特例 (第4条第3項) 独占禁止法違反の 期間の特例 (第5条第3号) ①のみ該当	①日本電気 株式会社 ②富士通 株式会社	① 平成29年 3月13日 から 平成29年 9月12日 まで (6か月) ② 平成29年 3月13日 から 平成29年 6月12日 まで (3か月)	左記業者は、中部電力株式会社が発注する特定ハイブリッド光通信装置及び特定伝送路用装置の納入にかかる談合事件において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から、違反業者と認定され、排除措置命令等を受けた。
17	独占禁止法違反 (第2条第1項 別表第2第4号)	渡辺パイプ 株式会社	平成29年 3月13日から 平成29年 9月12日まで (6か月)	左記業者は、地方公共団体等が、宮城県又は福島県の区域を施工場所として発注する施設園芸用施設の建設工事にかかる談合事件において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から、違反業者と認定され、排除措置命令等を受けた。